

虐待防止のための指針

(株) サンワ女池

せせらぎ女池

1. 施設における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の虐待の禁止、予防及び早期発見に努め、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。当施設職員は高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

2. 虐待の定義

身体的虐待	<ul style="list-style-type: none">・暴力行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える又はその恐れのある行為を加えること。・正当な理由なく身体を拘束すること。（当施設では一切の身体拘束を行いません。）・高齢者の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにも関わらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	<ul style="list-style-type: none">・意図的結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者様の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。（利用者様を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置。）
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none">・脅しや侮辱等の言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的・情緒的に苦痛を与えること。
性的虐待	<ul style="list-style-type: none">・利用者様に猥褻な行為をすること又は猥褻な行為をさせること。
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none">・利用者様本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制減すること。

3. 虐待防止に関わる検討委員会、事業所内の組織に関する事項

- (1) 当施設では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待・拘束部会（以下、部会）を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。
- (2) 構成部員
 - ・管理者（部会長）

- ・介護支援専門員
- ・看護職員
- ・生活相談員
- ・介護職員
- ・その他必要に応じ部会長が指名した職員

(3) 部会の開催

部会は、3カ月に1回開催します。

事案発生時等、必要な際は部会長が随時部会を招集します。

(4) 議題

部会の議題は主に部会長が定めます。具体的には次のような内容について協議するものとします。

- ① 施設職員が一体となって、権利擁護や虐待防止の意識の醸成と、認知症ケア等に対する理解を高める研修の実施及び教育等の取り組みに関する事。
- ② 虐待防止のための指針、マニュアルの整備に関する事。
- ③ 職員が虐待等を把握した場合、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事。
- ④ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事。
- ⑤ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事。
- ⑥ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事。

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。
- (2) 研修は年に2回以上実施します。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施します。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存します。

5. 虐待またはその疑い（以下 虐待等）が発生した場合の対応に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が当施設職員であった場合は、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 利用者様、ご家族様、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応します。
- (2) 施設内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し速やかな解決につなげるよう努力します。
- (3) 施設内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めます。
- (4) 当施設内において虐待が行われる事案が発生した場合は速やかに施設長へ報告し、虐待拘束部会を開催、事実関係を確認するとともに必要に応じて関係機関に通報します。
- (5) 必要に応じて事実を公表し、関係機関や地域住民の方々に説明を行います。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者様及びそのご家族様に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口をご案内する等の支援を行います。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情相談担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待をおこなった者である場合には、他の上長に報告します。
- (2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。
- (3) 対応の流れは「6.虐待が発生した場合の相談・報告体制」

に依るものとしします。

(4) 対応の結果は相談者にも報告します。

9. 利用者様等に対する当該指針の閲覧

本指針は、ホームページ上に掲載しており、いつでも自由に閲覧することができます。

10. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者様の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう常に研鑽を図ります。

11. 附則

この指針は、令和6年 3月 31日より施行する。

令和6 年 3月 31日 作成